

# 教職課程履修規程

平成 20 年 4 月 1 日  
理事長 決定  
規程 第 60 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国際教養大学学則（以下「大学学則」という。）第53条の2第3項及び国際教養大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第36条第3項の規定に基づき、教育職員免許状（以下「免許状」という。）を取得しようとする者の免許状の種類及び教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び同法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に基づく免許状授与の所要資格を得させるための課程（以下「教職課程」という。）の履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(免許教科及び免許状の種類)

第2条 本学の学部及び大学院研究科において取得できる免許教科及び免許状の種類は、次のとおりとする。但し、高等学校教諭一種免許状（英語）を有していない者については、本学学部において開設されている同免許状の取得に係る所定の単位を修得しなければならない。

学部・研究科の別	免許教科	免許状の種類	備考
国際教養学部	英語	高等学校教諭一種免許状	
グローバル・コミュニケーション実践研究科	英語	中学校教諭専修免許状	中学校教諭一種免許状（英語）を有すること
	英語	高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭一種免許状（英語）を有すること

(教職課程履修届)

第3条 教職課程を履修しようとする者は、教職課程履修届を提出しなければならない。

(教職課程運営委員会)

第4条 教職課程に関する必要な事項を審議するため、教職課程運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の設置について必要な事項は、別に定める。

(基礎資格及び最低修得単位数)

第5条 第2条に規定する免許状の取得に必要な、本学における授業科目の種類、単位数及び必修又は選択の別は、別表1のとおりとする。

(教育実習)

第6条 教育実習は、出身校あるいは本学の指定する秋田県内の高校で行うものとする。

2 教育実習の履修にあたっては、所定の手続きを経て本学の行う事前及び事後の指導をあわせて受講しなければならない。

3 教育実習の履修にあたっては、原則として、平成31年3月31日以前に入学した者については、「教科に関する科目」のうち33単位（平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、34単位）以上を修得し、及び「教職に関する科目」のうち教職実践演習と教育実習を除いた21単位（平成22年度春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、20単位）以上を修得する見込みであることとし、平成31年4月1日以降に入学した者については、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち、「教科に関する専門的事項」の科目を原則として30単位以上を修得し、かつ「各教科の指導法」の科目を4単位及

び「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教育実習」「教職実践演習」を除く20単位以上を修得見込みであること。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、平成22年度入学者から適用し、平成21年度以前の入学者については、平成25年3月31日までは、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成22年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1の規定は、全学年に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年9月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1-1-1-1の規定は、平成24年4月1日以前に入学した学生に適用し、  
別表1-1-1-2の規定は、平成24年9月1日以降に入学した学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1-1-1-1と別表1-1-1-2の規定は、それぞれ、平成24年4月1日以前に入学した学生と平成24年9月1日以降に入学した学生に適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成28年9月15日から施行する。
- 2 改正後の別表1-1-4の規定は、平成28年9月1日から全学年に適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1-2-1の規定は、平成29年9月1日以前に入学した学生に適用し、  
改正後の別表1-2-2の規定は、平成30年4月1日以降に入学した学生に適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表1-1-1-2の規定は、平成24年4月1日以降に入学し、かつ平成30年9月1日以前に入学した学生に適用し、別表1-1-1-3の規定は、平成31年4月1日以降に入学した学生に適用する。
- 3 改正後の別表1-1-2-1は平成30年9月1日以前に入学した学生に適用し、改正後の別表1-1-2-2の規定は、平成31年4月1日以降に入学した学生に適用する。
- 4 改正後の別表1-2-2の規定は平成30年4月1日以降に入学し、かつ平成30年9月1日以前に入学した学生に適用し、別表1-2-3の規定は、平成31年4月1日以

降に入学した学生に適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

教育職員免許状の取得に必要な授業科目の種類、単位数及び必修または選択の別

1-1. 高等学校教諭一種免許状（英語）

1-1-1. 「教科に関する科目」及び「教科及び教科の指導法に関する科目」

1-1-1-1. 「教科に関する科目」

平成24年4月1日以前に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数			備考
		必修	選択 必修	選択	
英語学	英語学概論	3			33単位以上を修得すること。 ただし、平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、34単位以上を修得すること  ※平成24年度以前修得の「EAPIII」（9単位）は、「EAPアカデミック・リーディング」「EAPアカデミック・ライティング」「EAPアカデミック・リスニングとスピーキング」の計3科目9単位の代わりに認められる。 ※2004年カリキュラムではEAPII（4単位）。 ※平成23年度以前に履修した「EAPII/EAPIII」は8単位  ※「アカデミック・リーディング」「スピーチ・コミュニケーションの基礎」は平成24年度以降履修した場合のみ適用。
	言語学			3	
	応用言語学			3	
	社会言語学			3	
英米文学	英語文学	3			
	英文学と詩の世界			3	
	世界の英語文学			3	
英語コミュニケーション	EAPアカデミック・リーディング		3※		
	EAPアカデミック・ライティング		3※		
	EAPアカデミック・リスニングとスピーキング		3※		
	EAPII（中級）			9※	
	英作文I		3		
	アカデミック・リーディング		3※		
	スピーチ・コミュニケーションの基礎		3※		
	英作文IIと図書館調査手法序論			3	
英語教育教材としての民衆文化			3		
異文化理解	異文化間コミュニケーション	3			
	西洋思想文化			3	
	グローバル研究概論			3	
	英米民衆文化論			3	
免許状取得のための必要単位数		9	9-18	6-15	計33単位（平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、34単位）以上

※下線の科目は、教育職員免許法施行規則第5条備考一に基づく、一般包括的内容を含む科目

1-1-1-2. 「教科に関する科目」

平成24年9月1日以降かつ平成30年9月以前に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数			備考
		必修	選択 必修	選択	
英語学	英語学概論	3			計33単位（平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあっては、34単位）以上
	言語学			3	
	応用言語学			3	
	社会言語学			3	
英米文学	英語文学	3			※平成24年度以前修得の「EAPIII」（9単位）は、「EAPアカデミック・リーディング」「EAPアカデミック・ライティング」「EAPアカデミック・リスニングとスピーキング」の計3科目9単位の代わりに認められる。 ※EAP科目群の履修を免除された学生は、「英作文I」「アカデミック・リーディング」「スピーチ・コミュニケーションの基礎」の3科目9単位を必修とする。
	英文学と詩の世界			3	
	世界の英語文学			3	
英語コミュニケーション	EAPアカデミック・リーディング		3※		
	EAPアカデミック・ライティング		3※		
	EAPアカデミック・リスニングとスピーキング		3※		
	EAP II（中級）			9	
	英作文 I		3※		
	アカデミック・リーディング		3※		
	スピーチ・コミュニケーションの基礎		3※		
	英作文 II と図書館調査手法序論			3	
英語教育教材としての民衆文化			3		
異文化理解	異文化間コミュニケーション	3			
	西洋思想文化			3	
	グローバル研究概論			3	
	英米民衆文化論			3	
免許状取得のための必要単位数		9	9・18	6・15	計33単位（平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあっては、34単位）以上

※下線の科目は、教育職員免許法施行規則第5条備考一に基づく、一般包括的内容を含む科目

1-1-1-3. 「教科及び教科の指導法に関する科目」

平成31年4月1日以降に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数			備考		
		必修	選択 必修	選択			
教科及び教科の指導法に関する科目	英語学	英語学概論	3		30 単位以上を修得する。 ※「EAP アカデミック・リーディング」「EAP アカデミック・ライティング」「EAP アカデミック・リスニングとスピーキング」の3 科目 9 単位又は「英作文 I」「アカデミック・リーディング」「スピーチ・コミュニケーションの基礎」の 3 科目 9 単位いずれかを選択必修する。		
		言語学				3	
		応用言語学				3	
		社会言語学				3	
	英語文学	英語文学	3				
		世界の英語文学				3	
	英語コミュニケーション	EAP アカデミック・リーディング		3※			
		EAP アカデミック・ライティング		3※			
		EAP アカデミック・リスニングとスピーキング		3※			
		EAP II (中級)				9	
		英作文 I		3※			
		アカデミック・リーディング		3※			
		スピーチ・コミュニケーションの基礎		3※			
		英作文 II と図書館調査手法序論				3	
	異文化理解	英語教育教材としての民衆文化				3	
		異文化間コミュニケーション	3				
		西洋思想文化				3	
		グローバル研究概論				3	
		英米民衆文化論				3	
		免許状取得のための必要単位数	9	9-18		3-12	計 30 単位以上
	各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	英語科教育法 I	2				全ての単位 (4 単位) を修得すること。
		英語科教育法 II	2				

1-1-2. 「教職に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」

1-1-2-1. 「教職に関する科目」

平成30年9月1日以前に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数	備考
		必修	
教職の意義等に関する科目	教職概論	2	全ての単位を修得すること。  ※平成22年春学期以前の「教育制度論」は2単位  ※平成21年度以前入学の学生は「総合演習」 ※事前事後指導1単位を含む
教育の基礎理論に関する科目	現代社会の教育基礎論	2	
	教育心理学	2	
	教育制度論	3※	
教育課程及び指導法に関する科目	教育課程の理論と実践	1	
	英語科教育法Ⅰ	2	
	英語科教育法Ⅱ	2	
	特別活動の研究	1	
	教育方法論	2	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導・進路指導論	2	
	教育相談	2	
教職実践演習（平成22年度以降に入学した学生に適用）※		2	
教育実習		3※	

1-1-2-2. 「教育の基礎的理解に関する科目等」

平成31年4月1日以降に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数	備考	
		必修		
教育の基礎的理解に関する科目	教職概論	2	全ての単位を修得すること。  ※平成22年春学期以前の「教育制度論」は2単位	
	現代社会の教育基礎論	2		
	教育心理学	2		
	教育制度論	3※		
	特別支援教育論	2		
	教育課程の理論と実践	1		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2		
	教育方法論	2		
	生徒指導・進路指導論	2		
	教育相談	2		
教育実践に関する科目	教育実習	3※		※事前事後指導1単位を含む
	教職実践演習	2		

1-1-3. 「教科又は教職に関する科目」及び「大学が独自に設定する科目」

1-1-3-1 「教科又は教職に関する科目」

平成30年9月1日以前に入学した学生に適用

本学では、1-1-1-1及び1-1-1-2のとおり、「教科に関する科目」を33単位（平成22年春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、34単位）、1-1-2-1のとおり、「教職に関する科目」を26単位（平成22年度春学期以前に「教育制度論」を2単位で修得した学生にあつては、25単位）、それぞれ修得することで、これに充当する。

1-1-3-2 「大学が独自に設定する科目」

平成31年4月1日以降に入学した学生に適用

本学では、1-1-1-3及び1-1-2-2のとおり、「教科及び教科の指導法に関する科目」を34単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」を25単位、それぞれ修得することで、これに充当する。

1-1-4. 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学の開設授業科目	単位数		備考
		必修	選択	
日本国憲法	日本国憲法と法	3		全ての単位を修得すること  ※これら5科目から1科目選択必修
体育	保健体育講義	1		
	体育実技Ⅰ		1※	
	体育実技Ⅱ		1※	
	体育実技Ⅲ		1※	
	体育実技Ⅳ		1※	
外国語コミュニケーション	アカデミック・リーディング▽		3	※これら2科目から1科目選択必修  ▽ 2004年カリキュラムでは「スピーチ・コミュニケーションの基礎」 ▽ 平成24年度以降に履修した場合は、「教科に関する科目」としても認める
	スピーチ・コミュニケーションの基礎▽		3	
情報機器の操作	コンピュータ・リテラシー		3※	※これら2科目から1科目選択必修
	プログラミング基礎		3※	

1-2. 中学校教諭専修免許状（英語）及び高等学校教諭専修免許状（英語）

1-2-1. 中学校教諭専修免許状（英語）及び高等学校教諭専修免許状（英語）

平成29年9月1日以前に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本研究科の開設授業科目	単位数	備考
教科に関する科目	グローバル・コミュニケーション概論	3	これら35科目より8科目24単位を選択必修
	言語、文化とアイデンティティ	3	
	グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ	3	

	シュ		
	外国語習得法概論	3	ただし、「英語教育実践法と実習」を履修する場合は、「英語教育実践法と実習」(3単位)又は「英語教育実践法と実習1、2及び3」(各1単位計3単位)のいずれかを選択必修とする。
	言語学概論	3	
	バイリンガル識字能力と文化適合	3	
	英語文学A	3	
	英語文学B	3	
	口語文法教育論	3	
	社会言語学	3	
	外国語としての英語の試験と評価	3	
	国際言語としての英語：21世紀の英語教育	3	
	言語教育のための統計的研究手法	3	
	言語教育のための質的研究手法	3	
	教師のための意味論	3	
	映画、メディアとグローバル・ディスコース	3	
	テクノロジーと言語教育	3	
	学術研究実践およびリサーチ・ペーパー	3	
教職に関する科目	外国語としての英語教授法と学習教材	3	
	外国語としての英語会話能力・聴解力指導法	3	
	外国語としての英語読解・作文指導法	3	
	語彙習得	3	
	日本における英語教育法	3	
	児童英語教授法	3	
	比較教育の批評的研究	3	
	グローバル社会における言語政策	3	
	日本の英語教育における教材作成法	3	
	非母語話者による言語教育	3	
	ELTとシラバス作成	3	
	言語教師のための応用心理言語学	3	
	言語教育実践研究概論	3	
	授業の研究と観察	3	
	英語教育実践法と実習	3	
	英語教育実践法と実習1	1	
英語教育実践法と実習2	1		
英語教育実践法と実習3	1		

1-2-2. 中学校教諭専修免許状(英語)及び高等学校教諭専修免許状(英語)  
平成30年4月1日以降かつ平成30年9月1日以前に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本研究科の開設授業科目	単位数	備考
教科に関する科目	グローバル・コミュニケーション概論	3	これら23科目から8科目24単位を選択必修
	言語、文化とアイデンティティ	3	
	グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ	3	
	外国語習得法概論	3	



	言語学概論	3	実践法と実習」を履修する場合は、「英語教育実践法と実習」(3単位)又は「英語教育実践法と実習1、2及び3」(各1単位計3単位)のいずれかを選択必修とする。
	口語文法教育論	3	
	社会言語学	3	
	外国語としての英語の試験と評価	3	
	国際言語としての英語：21世紀の英語教育	3	
	学術研究実践およびリサーチ・ペーパー	3	
教職に関する科目	外国語としての英語教授法と学習教材	3	
	外国語としての英語会話能力・聴解力指導法	3	
	外国語としての英語読解・作文指導法	3	
	語彙習得	3	
	児童英語教授法	3	
	日本の英語教育における教材作成法	3	
	言語教師のための応用心理言語学	3	
	言語教育実践研究概論	3	
	授業の研究と観察	3	
	英語教育実践法と実習	3	
	英語教育実践法と実習1	1	
	英語教育実践法と実習2	1	
	英語教育実践法と実習3	1	

1-2-3. 中学校教諭専修免許状(英語)及び高等学校教諭専修免許状(英語)  
平成31年4月1日以降に入学した学生に適用

免許法施行規則に定める科目区分	本研究科の開設授業科目	単位数	備考
教科及び教科の指導法に関する科目	グローバル・コミュニケーション概論	3	これら23科目より8科目24単位を選択必修  ただし、「英語教育実践法と実習」を履修する場合は、「英語教育実践法と実習」(3単位)又は「英語教育実践法と実習1、2及び3」(各1単位計3単位)のいずれかを選択必修とする。
	言語、文化とアイデンティティ	3	
	グローバル社会のためのアカデミック・イングリッシュ	3	
	外国語習得法概論	3	
	言語学概論	3	
	口語文法教育論	3	
	社会言語学	3	
	外国語としての英語の試験と評価	3	
	国際言語としての英語：21世紀の英語教育	3	
	外国語としての英語教授法と学習教材	3	
	外国語としての英語会話能力・聴解力指導法	3	
	外国語としての英語読解・作文指導法	3	
	語彙習得	3	
	児童英語教授法	3	
	日本の英語教育における教材作成法	3	
	言語教師のための応用心理言語学	3	
授業の研究と観察	3		

教育実践に関する科目	言語教育実践研究概論	3	
	学術研究実践およびリサーチ・ペーパー	3	
	英語教育実践法と実習	3	
	英語教育実践法と実習 1	1	
	英語教育実践法と実習 2	1	
	英語教育実践法と実習 3	1	